

# 総務文教常任委員会記録

平成28年6月10日

【開催日】 平成28年6月10日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時22分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦 英統		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	総務課法制係長	野村 豪

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	主査兼議事係長	田尾 忠久
------	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第58号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 2 議案第59号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 3 陳情要望について
- 4 閉会中の所管事務調査について

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査内容の1番、議案第58号山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 議案第58号山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。お手元に資料が配布されていると思いますが、併せて御覧いただきながら聞いていただけたらと思います。これにつきましては、本年4月1日に公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学を設立したことに伴い、同大学を、山陽小野田市情報公開条例中の実施機関として新たに加えて、情報公開に係る事務を適切に行おうとするものでございます。

改正内容といたしましては、第2条で、実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」、これは理科大学のことでございますが、これを加え、公文書を作成する者に、職員のほか「市が設立した地方独立行政法人の職員及び役員」を加えるものでございます。続きまして、第9条におきまして、公文書の公開義務を定めまして、同時に公開義務から除外する事項を定めているところでございますが、この条項について理科大学に係る所要の規定の整備を行おうとするものでございます。まず、同条の第2号におきましては、個人情報を除くとなっておりますが、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職と氏名は基本的に公開することとなりますので、理科大学の役員と職員についても、この規定に含めるとするものでございます。次に、第3号におきましては、法人の情報で非公開とする情報を定め、ただし、この法人から除外する法人として、「国及び地方公共団体」を定めていりましたが、この除外する法人の定義に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加えるものでございます。次に、第4号では、市、国、他の地方公共団体等について非公開とする情報を定めているところでございますが、この国等の定義に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加えるものでございます。次に、第11条の3といたしまして、市が設立した地方独立行政法人である理科大学が行った情報公開決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求ができることを、改めて

確認し、明らかにするため、この条項を加えております。

なお、今回の一部改正につきましては、本来、4月1日からの公立化を前にした3月議会までに改正し、4月1日から施行すべきところでしたが、事務作業を失念しておりましたので、この度の定例会に議案上程させていただいたものでございます。この点につきまして、改正が遅れましたことについて、おわび申し上げたいというふうに思います。以上が説明となります。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一郎委員 4月から公立化になった山口東京理科大学を想定した改正ということで、文言もそれに合わせたというものでございますが、この山口東京理科大学というのは、別に4月1日から急にできたものではなくて、以前の私立のときから存在するものです。その頃の文章もあるいは、その関連のある文章等について、情報公開請求があった場合はどのように対応されるのでしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 公立化前の私立時代の理科大学の情報につきましては、そのまま引き継いだものとして、情報公開の対象になるというふうに考えております。

大井淳一郎委員 そうしますと本学ですね、本学は私立、学校法人ですので、それとの関連が出てくるんですが、どこまで情報公開したらいいのかということについては、ある程度明確な基準を作っておいたほうが、内部でもですね、いいとは思いますが、いかがでしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 その辺は今後精査してですね、事態に備えたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 ほかに。

笹木慶之委員 具体的にお尋ねしますが、第9条の中のね、第1項第4号になるんか

な、この中でね、要は、旧文の中でね、市又は国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体と規定してあったのが、次は、市又は国それから独立行政法人等そして他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の事務事業となっておりますよね。いいですか。それで、これらに準ずる団体として大きく構えておった部分が、新しいほうで、その対応力がないように見えますが、それは大丈夫なんですかね。

岩本総務部次長兼総務課長 改正前のこれらに準ずる団体でございますが、これが要するに独立行政法人関係の組織を示すものでございまして、今回の改正によりまして、それが文言として、より明らかにされたということでございます。

笹木慶之委員 そうすると受け皿としてこれらに準ずる団体が他にないということを明言できるわけですね。

岩本総務部次長兼総務課長 独立行政法人のほかにはございません。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

大井淳一郎委員 関連があるかちょっと分かりませんが、消防組合がありますよね。一部事務組合。これに関する情報は、これらに準ずる団体とかじゃないんですかね。それとも違う文言で対応してるんでしょうか。その辺の運用について、お答えください。

岩本総務部次長兼総務課長 消防組合につきましては、一部事務組合でございますので、一つの地方公共団体としてみなされますので、その公共団体としての自立した形で、こういった情報公開等の事務に対応してるということになります。

大井淳一郎委員 そうなると、例えば情報公開がある場合には、その一部事務組合に直接、公開請求して、その一部事務組合の窓口が対応するという理解でよろしいでしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 おっしゃるとおりでございます。

河野朋子委員長 ほかに質疑は、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。引き続き2番目の議案第59号山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 議案第59号は、山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、情報公開条例と表裏一体となる条例でございます。改正内容につきましても先ほど申しました内容と同じものとなります。公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学を、山陽小野田市個人情報保護条例中の実施機関として新たに加えて、同大学の個人情報保護に係る事務を適切に行おうとするものでございます。改正内容といたしましては、第2条で、実施機関といたしまして、「市が設立した地方独立行政法人」を加え、実施機関の職員に「市が設立した地方独立行政法人の役員」を加えるものでございます。次に、第18条の3といたしまして、市が設立した地方独立行政法人である理科大学が行った個人情報の開示決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求ができることを、これは法律で定められているところでございますが、改めてこの条例で確認し、明らかにするため、この規定を加えたものでございます。以上が説明となります。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

笹木慶之委員 具体的な対応についてお尋ねをします。これ今総務部が出ておられるから、多分総務で一括管理をされるんじゃないかなというふうに思うんですが、この前の条例のことを含めてね、この2件は全て総務が、窓口として関連事項を処理されるんですか。それとも例えば理大は理大として独立してある程度の段階で処理されるのか。そこをお尋ねします。

野村総務課法制係長 情報公開と個人情報の公開等の受付等につきましては、全て総務課のほうで一括して受け付けております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

河野朋子委員長 ほかに、質疑は。

岡山明委員 ちょっと確認の意味でお聞きしたいんですが、この開示決定とかいろいろあるんですけど、不服の審査が出た場合ですね、その取扱いって、ちょっと出た場合、どういうこの大学法人なんですけど、これの取扱い、不服申請が出た場合の取扱状況を、ちょっとお聞きしたいんですが。

野村総務課法制係長 個人情報保護条例に基づきまして、不服申立てが出た場合につきましては、個人情報保護審査会という第三者機関を設けておりますので、そちらのほうで情報公開等についての適否について判断するような形になります。また同じく情報公開の条例のほうにつきましても、同じく情報公開の審査会を設けておりますので、そちらについて不服申立てが出た場合も、そちらの委員会の方で審査する形になります。

岡山明委員 その審査委員会の状況で、議事録とかは、普通の方、私たちも確認できるという、公開してるという解釈でよろしいですか。

野村総務課法制係長 基本的には、第三者委員会における議事録等につきましては、

個人情報等に関わるものになりますので、非公開という形でやっております。

岡山明委員 非公開ということになりますと、どういう不服が出たというのは、私たちは、この総務も一緒なんですけど、議会側としては、どういうものが出たかというのは、掌握できないと、そういう形ですかね。

野村総務課法制係長 どういった不服が出たかということについては、公開することになっておりますが、その中での会議での内容につきましては、非公開という形になります。

岡山明委員 その項目に関しては公開されると。そういうことでよろしいですね。

野村総務課法制係長 そういう認識でよろしいと思います。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。質疑を打ち切り、討論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。以上で審査を終わります。お疲れさまでした。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは審査内容3番、陳情要望についてに移ります。皆さんお手元にありますか。陳情要望、埴生地区複合施設建設の要望について、事業推進有志一同ということで、こういった要望書が出されておまして、この委員会で審査をとということになっておりますが、これを出されたのが4月8日ということで、この委員会での調査以前の日付になっておりますが、この件についてはどうで



すか。

大井淳一郎委員 この件につきましては、こうした要望も含めて市民懇談会の要請もありましたので、それに応じて私たち委員会が、お出掛けして、たくさんの意見を拝聴したところでございます。それに基づいて先日の委員会で、それぞれの委員が、五つの論点について整理し、その後この取扱いについて、意見表明したところでございます。それに対して執行がどうするかという問題ですので、そうしたら私たちは、まだ議案が出てない段階ですので、必要なときには、またこうした埴生地区複合施設の建設について、必要に応じて調査すべきだという認識でおります。以上です。

河野朋子委員長 今、大井委員からそのような意見が出まして、委員長としてもそういったことを皆さんに投げ掛けようかなと思ってたところですけども、皆さんもそれについて異議がないですか。よろしいですか。

河崎平男委員 要望書についての総務文教としての付託された案件については、回答ちゅうのは、今まではどのようにされておったんですか。

河野朋子委員長 これまで要望について回答という形で、はっきりとした回答という形で返したという記憶は余りないですけど、今回はこの要望に対して、今言われるように受け止めて、調査をして、その結果を先日の委員長報告として、一応まとめたということで、それに代わるのではないかといったような、多分ニュアンスの発言だったと思いますし、これから必要に応じて、執行部の対応が、またどうなるかも分かりませんが、それに応じて今後必要な調査はしていくべきだと思いますけども、これに対しての直接の何か対応ということは、取り急ぎ必要ないような提案だったと思うんですけど。その辺どうですか。

河崎平男委員 確認であります。ということは、今まで所管事務調査でいろいろやってきた、については昨日の委員長報告で、議会で公開もされておりますので、そういうことで確認したということですね。はい、分かりました。

河野朋子委員長 時系列として、4月8日に出されたということを踏まえると、そういったことにもなると思いますので、御理解いただきたいと思います。そういったことで、この取扱いはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、4番目閉会中の調査事項について、お手元にあります調査事項を挙げておりますが、これに更に加えたいこと、あるいは何か気が付きがあれば。

中島好人副委員長 実は総合計画にしろ、埴生の複合施設にしろ、そういう計画作りについてですね、住民参加とか、この間総務が埴生の複合施設に関わって、調査してきたわけですけども、そういうときに、よそはどういうふうにしてるんだろとか、よその自治体ですね、そういう問題とか、総合計画の住民参加とか、今後そういうものに関わっての調査というかね、非常に重要になってきてるんじゃないかと思うんだけど、その点がこの項には・・・総合戦略、まち・ひと・しごと・・・その辺のところに加わると、例えば東京の三鷹市なんかは、政策作りにね、住民がばかっと参加して、初めから要するに素案なしで、住民で作ってるちゅうか、だんだんだんだん人数も少なくなってくるというて、だけど最初は全部門戸を開けてやってるとか、いろいろそういうのも聞くんですけど、しかしこのままだったらそういうとこがいけないなと思ったり、一番下に入るのかどうか、ちょっと分かりませんし、私が言わんとするところはそういうとこです。

大井淳一郎委員 今、副委員長が言われたことは、総合計画の策定ということでございますね。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、あくまでも人口問題に対応したもので、五箇年計画ですので、違うということですので、言われるように、そういう必要であれば、足すということも、総合計画の策定に関することですからね、そうしたものを足すという形でよろしいのではないのでしょうか。

河野朋子委員長 今、副委員長が言われたことを具体的にここに書き加えるとすれば、総合計画の策定に関することっていうような文言になるかなと私も思ったんですけど、それを加えるかどうかについて皆さんいかがですか。これに加えることに特に異議はないですか。(発言する者あり)よろしいですか。じゃあそれを加えると

いうことで、ほかに何か気付きがあれば。よろしいですか。じゃあそれに総合計画の策定に関することを加えて、閉会中の調査事項ということに決定いたします。以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前10時22分閉会

---

平成28年(2016年)6月10日

総務文教常任委員会委員長 河野 朋子